平成２９年度　　特別養護老人ホーム　ロング・ライフ（短期入所）

事　業　計　画

基本方針

指定介護老人福祉施設として、社会福祉法人・老人福祉法及び介護保険法等の理念に基づき入所者の処遇に万全を期するものとします。

基本目標

１．　職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入所者へのサービスの充実及び向上に努めます。
２．　入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
３．　職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
４．　職員は地域社会の一員としての自覚をもち、保健・医療・福祉の分野との連携を深め地域福祉、地域貢献の向上に努めます。

処遇方針

入所者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、入所者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことが出来るよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。
１．　入所者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り入所者本人の希望を取り入れたケアプランの策定に努めます。
２．　入所者にとっての「生活の場」としてふさわしいサービス内容と環境作りに努めます。
３．　地域ケアの基幹的支援施設として、専門的な知識・技術や機能を地域に積極的に展開できるように努め、地域貢献にも努めます。
４．　疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。

５．　認知症への理解を深め適切なケア・個別ケアを行うことで、より快適な生活の提供に努めます。

６．　利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。

①職場内外研修の充実

②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位（主体性）のサービスの充実

７．　入所者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に発揮できるよう、計画を立て一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。

８．　介護サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。又、介護記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切な介護サービスが提供できるよう努めます。

９．　利用者・家族からの苦情や相談に誠意をもって迅速に対応し、再発防止に努めます。

サービス計画

１．　入所者の生活の活性化につながるものとして下記により実施します。

○　レクリエーション（余暇活動）の実施（毎日）

○　生活リハビリの実施（毎日）

○　各種行事の実施（毎月・随時）

２．　入所者の生活に関わる項目

○　定期健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策を講じ、実施することに努めます。

○　褥瘡の予防に徹し、寝たきり状態を防止し、おむつ交換・体位交換・栄養量の確保に努め、嘱託医・看護師及び介護員・栄養士等の連絡を蜜にし、早期発見・早期治療の充実に努めます。

○　給食については、管理栄養士の元、必要な栄養所要量を確保し、嗜好調査・残食調査等を充分に行い、又希望食等の回数を増やし、適切な給食の提供に努めます。

○　入所者一人ひとりがその人らしい家庭的な生活を送れるよう、以前の生活環境や生きがい等を踏まえながら利用者主体のケアに取り組みます。

３．　環境整備と防災対策

快適な生活を目的に建物、設備等の保守点検を実施し安全で安心できる生活環境と防災管理に努めます。

又、防災計画に基づく、訓練の実施及び地域の方々との協力体制の確立、設備等の点検により災害対策に努めます。

４．地域交流事業との提携、ボランティアの受け入れ

○ 施設を地域に開放し、夏まつり、文化祭等の行事について、各婦人会団体、ボランティア団体、地域住民の一般参加の呼びかけに努めます。
○ 地域の行事や活動等に積極的に参加し、地域との交流に努めます。
○ ボランティアの受け入れ、各学校の実習生の受け入れを積極的に行い、福祉人材育成等に寄与することに努めます。

平成２９年度年間行事計画

月　別	行事内容	実施内容等
４月	花見	小ユニットに分かれ園外での 観桜会
５月	母の日	母の日を祝う
６月	運動会 父の日	紅白に分かれ競い合う 父の日を祝う
７月	七夕 流しそうめん	七夕飾りをつくり願いごとをする 小ユニットに分かれての外出
８月	夏祭り	盆踊り・屋台・余興で夏の日を 楽しむ
９月	敬老会	幼稚園児と長寿を祝う
１０月	園外散歩	小ユニットに分かれ自然に親しむ バスハイク
１１月	文化祭	利用者の作品展示 一般公開し、盛大に行なう
１２月	クリスマス会	余興・ゲーム等で楽しむ
１月	新年会 だんごさし	もちつき・余興で新年を祝う 小正月に願いを込め行う
２月	節分	豆まき・鬼を追い払う
３月	ひな祭	幼稚園児と桃の節句を祝う

＊　毎月、「居酒屋」と「誕生会」行事を実施

平成２９年度　　障害福祉サービス事業（指定短期入所）

事　業　計　画

基本方針

障害福祉サービスに該当する指定短期入所は、支援が必要になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

基本目標

１．　職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入所者へのサービスの充実向上に努めます。
２．　入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
３．　職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
４．　利用者・家族のニーズに応じて、必要なサービスの提供に努めます。
５．　職員は、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、利用者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことが出来るよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。
１．　利用者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り利用者本人の希望を取り入れた短期入所計画の策定に努めます。

２．　利用者にとっての「生活の場」としてのふさわしいサービス内容と環境作りに努めます。

３．　疾病予防、健康の保持・増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。

４．　利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。

①職場内外研修の充実

②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位（主体性）のサービスの充実

５．　利用者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に発揮できるよう一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。

６．　サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。

又、記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切なサービスが提供できるよう努めます。

７．　利用者・家族からの苦情や相談に誠意を持って迅速に対応し、再発防止に努めます。

平成２９年度　　障害福祉サービス事業（日中一時支援事業）

事　業　計　画

基本方針

障害福祉サービスに該当する日中一時支援は、支援が必要になった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

基本目標

１．　職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入所者へのサービスの充実向上に努めます。
２．　入所者の安全を常に心掛け、施設内外の事故防止と防災に努めます。
３．　職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね、知識・技術の習得に努めます。
４．　利用者・家族のニーズに応じて、必要なサービスの提供に努めます。
５．　職員は、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者のサービス提供にあたっては、専門的知識と技術を活かし、利用者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことが出来るよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。
１．　障害者の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等

を日常的に介護している家族の一時的な休息を取れるように努めます。

2．　利用者のサービスについては、多職種間での情報の共有化を図り、利用者本人の希望を取り入れたサービス計画策定に努めます。

3．　利用者にとっての「生活の場」としてのふさわしいサービス内容と環境作りに努めます。

4．　疾病予防､健康の保持･増進を目的とした口腔ケアを積極的に行うよう努めます。

5．　利用者への生活リハビリについて、身体的残存機能を十分に発揮できるよう一人ひとりに適した機能回復訓練に努めます。

6．　利用者の多種多様なニーズに対応できるよう、職員は自己研鑽に励み、知識と技術の習得に努めます。

①職場内外研修の充実

②利用者一人ひとりを尊重し、利用者本位（主体性）のサービスの充実

7．　サービス内容や事故防止等については、各マニュアルを活用し実施します。
又、記録等の関係書類やマニュアルを適正に作成・見直しを行い、より適切なサービスが提供できるよう努めます。

8．　利用者・家族からの苦情や相談に誠意を持って迅速に対応し、再発防止に努めます。

平成２９年度　ロング・ライフデイサービスセンター

事　業　計　画

基本方針

　利用者が在宅において、可能な限り有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行います。また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図ります。さらに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

１．　利用者各個々の尊厳の保持と、日々の利用に安心・安全・満足して過ごして頂けるように本人・家族の意向、要望を取り入れサービスの提供に努めます。

２．　職員は基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。

３．　家族、介護支援専門員・各福祉サービス機関との連絡・連携を密に行い、利用者の自立支援の統一を図ります。

４．　利用者が安全に利用できるよう、施設内外の事故防止に常に心がけます。

処遇方針

　利用者が健康で充実した生活を送る事が出来るよう個別援助計画を作成し、個人個人の残存機能の維持を心がけ、日々の生活の中で希望や生きがいが持てる援助を行います。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点項目として実施します。

１．　利用者個々の現状と要望を的確に把握し、個別援助計画を作成しサービスの提供に努めます。

２．　職員の専門職としての資質の向上を目指し施設内外の研修の充実を図るとともに定期的に勉強会を開催することで、職員の資質及びサービスの質の向上に努めます。
３．　生活リハビリを中心に残存機能の維持増進を図り、日常生活の活性化に努めます。
４．　利用者、家族からの意見・希望を十分反映させ、日課の見直し改善に努めます。
５．　四季折々の行事を取り入れ、利用者が楽しんでいただけるよう余暇活動を重視します。
６．　利用者からの苦情には誠意をもって対応し再発防止に努めます。
７．　歯と口を気質的、機能的口腔ケアを行い、健康寿命の延伸に努めます。
８．　利用者の生活の中心である在宅生活にも目を向け、利用者を介護している家族の支援にも努めます。

平成２９年度年間行事予定

月別	行事内容	その他	備考
４月	お花見（１週間）	誕生会	
５月	母の日（１週間）	誕生会	
６月	父の日（１週間）	誕生会	
７月	七夕（７月７日） 紫陽花見学（１週間）	誕生会	
８月	夏祭り 文化祭作品作り（１週間）	誕生会	特養と合同
９月	敬老会（１週間）	誕生会	特養と合同
１０月	運動会（１週間）	誕生会	
１１月	紅葉狩り（１週間） 文化祭	誕生会	特養と合同
１２月	クリスマス会（１日のみ） 忘年会（１週間）	誕生会	
１月	初詣（1月１日） 新年会（１週間）	誕生会	１月１日は特養の新年会に参加
２月	節分（2月３日）	誕生会	
３月	ひな祭（１週間）	誕生会	

※毎月、ご利用者の皆様と一緒に「手作りおやつ」を作る日を設けます。

平成２９年度　福島市松川地域包括支援センター

事　業　計　画

基本方針

１．高齢者やその家族が抱えているニーズに対し、介護保険サービスだけでなく保健・医療・福祉及び、インフォーマルな活動と連携し、地域住民を包括的に支援する。

２．地域の認知症高齢者施策として、認知症について正確な知識や理解の普及・意識啓発を行い、認知症の方が、住み慣れた地域で安心・安全に生活が継続できるように地域づくりに積極的に取り組む。

基本目標

１．総合相談支援や訪問活動等を通じて地域と連携する。
２．介護予防の啓発活動を行い、身体機能の改善や悪化の防止に努める。
３．高齢者への訪問活動を行い、実態把握に努める。
４．地域住民に対して認知症サポーターの普及・啓発活動を行い、地域包括ケアに根ざした地区組織等地区住民とのネットワークづくり（徘徊模擬訓練実施）に努める。
５．高齢者に対する虐待の防止・早期発見等や養護者への支援など権利擁護に努める。
６．支援困難事例への対応など、介護支援専門員への支援に努める。

重点目標

１．総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するようにするためどのような支援が必要かを把握し、地域における社会資源を活用し関係機関と連携しながら包括的なケアが提供できるよう体制を整備し支援を行う。

①　地域におけるネットワークの構築
②　社会資源を活用した地域の実態把握
③　総合相談支援(初期段階での相談対応・専門的・継続的な相談支援)

２．地域支援事業

地域の高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心・安全に生活が継続できるよう認知症予防の普及・啓発を行い、地区組織・地域住民・関係機関と連携し高齢者や認知症高齢者の支援を行う。

① 地域の安心・安全ネットワークづくりとして徘徊模擬訓練実施継続と強化

② 認知症の予防普及・啓発活動として認知症サポーター養成講座の開催

③ 認知症カフェの内容の充実と参加者への支援

④ 介護と医療の多職種間との連携強化として地域の特性に応じた「認知症ケアパス（ケアの流れ）」づくり

⑤ 予防給付対象者への取り組みとして新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行

●身近な場所で地域の誰もが参加できる「福島市版介護予防体操」の住民の自主的な介護予防活動の立ち上げや運営･継続について幅広く支援を行う。

●高齢者本人が地域の中で介護や生活支援を必要とする高齢者の担い手になり高齢者の支援体制（ボランティア等）を地域の中に作っていく為の支援を行う。

⑥ 地域包括ケアシステムの実現の為にケア会議を開催、個別事例の検討を通じて多職種協動によるケアマネジメント支援を行うとともに地域課題を把握、地域の社会資源の開発やネットワークの構築に繋げる。

⑦ 地域に協議体を設置、地域支え合い推進員が協議体と協力し会議を開催、地域の課題の意見の集約を行い社会資源を構築

３．権利擁護事業

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行う事ができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

① 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの周知・啓発

② 高齢者虐待への対応（高齢者と養護者への支援）

③ 消費者被害防止

４．包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮し続けることができるよう、他職種との連携・地域における連携・協働の体制作りを行い、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するように支援する。

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の整備
② 個別指導・相談
③ 支援困難事例等への助言や連携の対応

５．介護予防事業

団塊の世代の方々が７５歳以上になる２０２５（平成３７年）年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護となることを予防できるよう努める。

① 介護予防教室の開催と開催内容の充実
② 福島市版介護予防体操（いきいきももりん体操）教室の普及・啓発と実施への取り組み
③ 地域の高齢者が集えるサロンづくりへの支援

平成２９年度　ロング・ライフ　フクチャンち

事　業　計　画

基本方針

　認知症高齢者に対し、地域との関わりやなじみの関係を持ち、家庭的な環境の中で入浴、排泄、食事等の支援、日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし行動障害の減少を図り、認知症高齢者が精神的に安定し、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように努めます。

基本目標

１．認知症による心理的問題を軽減し、入居者が明るく快適な生活が営めるよう努めます。

２．地域へ積極的に出向き、地域住民と認知症高齢者が自然に関わり合いを持つことができるよう、開かれた施設づくりに努めます。

処遇方針

認知症によるストレスを軽減できるようセンター方式を活用し、個別サービス計画を立案し、定例的な見直しにより、入居者が健康で、又、生きがいを持って明るく穏やかな生活を営めるよう努めます。

処遇計画

　サービス提供が円滑に進むよう計画的なボランティアの受け入れと、地域との催事交流と外出行事の活発性に努めます。

重点目標

　基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。

１．入居者と家族の意見を反映したケアプランの作成に努めます。

２．介護記録等の関係書類、記録等を適正に作成し、必要に応じて見直しに努めます。

３．サービス提供時の事故発生の防止に努めます。

４．専門職としての自覚を持ち、認知症介護をより理解し、運営推進会議等の活用により地域との連携を深めてケアの向上に努めます。

平成２９年度　年間行事予定

別	行　事　内　容
４月	・花見　・誕生会 ・三井流舞踊会
５月	・端午の節句　・誕生会　・運営推進会議 ・母の日 ・家族会
６月	・運動会（ロング合同） ・父の日 ・小旅行（外食含む）
７月	・七夕　・運営推進会議 ・流しそうめん（家族参加）
８月	・夏祭り（ロング合同）　・誕生会
９月	・敬老会（家族参加）　・運営推進会議 ・家族会　・誕生会 ・運動会（杉妻地区）　・総合防災訓練
１０月	・小旅行　・誕生会 ・地域交流芋煮会
１１月	・文化祭（ロング合同）　・運営推進会議 ・外食　・誕生会
１２月	・クリスマス会（ロング合同） ・忘年会（家族参加） ・家族会　・餅つき
１月	・新年会　・運営推進会議 ・どんと祭 ・団子さし
２月	・節分 ・地域交流味噌作り
３月	・ひな祭り　・運営推進会議

※　三井流歌央会来所・・・・隔月第二月曜日

※　絵手紙教室・・・・・・・毎月第三水曜日

※　手と手のボランティア・・年４回

平成２９年度　フクチャンち　デイサービスセンター

事　業　計　画

基本方針

認知症高齢者が可能な限りその居宅において、必要な日常生活の援助及び機能訓練を行う事により、認知症の進行を穏やかにし行動障害の減少を図り、精神的に安定して、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるように努めます。さらに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。

基本目標

１．認知症による心理的問題を軽減し、個人個人の残存機能を維持できるような個別サービス計画を作成し、利用者が明るく快適な生活が営めるよう努めます。

２．住み慣れた地域へ積極的に出向き、地域住民と認知症高齢者が自然に関わり合いを持つことができるよう、開かれた施設づくりに努めます。

３．職員は基本方針を十分に理解し、報告・連絡・相談を徹底し、サービスの質の向上に努めます。

４．利用者が安全に利用できるよう、施設内外の事故防止に常に心がけます。

処遇方針

認知症によるストレスを軽減できるよう個別サービス計画を立案し、定例的な見直しにより、利用者が健康で、生きがいを持って明るく穏やかな生活を営めるよう努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。

１．居宅サービス計画に沿った、利用者と家族の意見を反映した介護サービス計画の作成に努めます。

２．在宅生活が健康な状態で継続できるように工夫を凝らしたサービス内容に取り組んでいきます。

３．介護記録等の関係書類、記録等を適正に作成し、必要に応じて見直しに努めます。

４．サービス提供時の事故発生の防止に努めます。

５．職員は、専門職としての自覚を持ち、認知症介護をより理解し、ケアの向上に努めます。

平成２９年度年間行事予定

月別	行事内容	その他	備考
４月	お花見	誕生会	
５月	母の日	誕生会	
６月	父の日	誕生会	
７月	七夕 紫陽花見学	誕生会	
８月	文化祭作品作り	誕生会	
９月	敬老会	誕生会	
１０月	運動会 菊人形	誕生会	
１１月	文化祭	誕生会	
１２月	クリスマス会 忘年会	誕生会	
１月	新年会	誕生会	
２月	節分	誕生会	
３月	ひな祭	誕生会	

平成２９年度　フクチャンち通所介護事業所

事　業　計　画

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人ライフ・タイム・福島が設置経営するフクチャンち　通所介護事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第２条　利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第３条　本事業において提供する指定地域密着型通所介護は、介護保険法並びに厚生省令の趣旨及び内容に沿ったものとする。

２　利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

３　利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

４　適切な介護技術をもってサービスを提供する。

５　常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

６　居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

平成29年度　年間行事予定

月　別	行　事　内　容
４月	・花見 ・誕生会
５月	・母の日 ・誕生会
６月	・運動会（ロング合同） ・父の日 ・誕生会
７月	・七夕 ・誕生会
８月	・誕生会
９月	・敬老会 ・誕生会 ・運営推進会議
１０月	・菊人形（外食含む） ・誕生会 ・果物狩り ・地域交流芋煮会
１１月	・誕生会 ・紅葉狩り
１２月	・クリスマス会＆忘年会 ・誕生会
１月	・新年会 ・どんと祭 ・団子さし ・誕生会
２月	・節分 ・誕生会 ・みそ作り
３月	・ひな祭り ・誕生会 ・運営推進会議

平成２９年度　　ロング・ライフ　２４時間訪問介護看護事業

事　業　計　画

基本方針

定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他、安心して居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その生活を支援し、心身の機能の維持回復に努めます。

基本目標

１、 利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
２、 利用者の家族、また他の福祉、医療機関との連携を密にしてサービスの向上に努めます。
３、 良質なサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者が要介護状態となっても、居宅において可能な限り継続した暮らしができるように、自立支援にむけた個別サービス計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成29年度の重点事項として実施します。

１、在宅における訪問介護サービスが適切に提供できるよう職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。
２、訪問介護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各種マニュアルを整備し、より適切なサービスが提供できるように努めます。
３、多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別サービス計画の作成に努めます。
４、研修会、勉強会においては、積極的な参加と内容の充実化を図り、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護が円滑に機能できるように努めます。
５、利用者・家族を含めた地域住民、及び医療機関、介護サービス事業者等への周知を図り十分に理解を得ることで、円滑な事業展開に努めます。

平成２９年度　ロング・ライフ夜間対応型訪問介護事業所

事　業　計　画

基本方針

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅での生活を送ることができるようにするための援助に努めます。

基本目標

１．　利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。
２．利用者の家族、又他の福祉、医療機関との連携を密にして夜間対応型訪問介護サービスの向上に努めます。
３．良質なサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者が要介護状態となっても、居宅において可能な限り継続した暮らしができるように、自立支援に向けた個別サービス計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成29年度の重点事項として実施します。

１．夜間における訪問介護においては、利用者ひとりひとりの生活状況を把握し、その方に適したサービス提供に努めます。また、利用者、家族との良好な関係性を構築するため、職員の資質、サービスの質の向上に努めます。
２．訪問介護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各種マニュアルを整備し、より適切なサービスが提供できるように努めます。
３．多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別サービス計画の作成に努めます。
４．研修会・勉強会においては、積極的な参加と内容の充実化を図り、夜間対応型訪問介護が円滑に機能できるように努めます。

５．利用者・家族を含めた地域住民、及び医療機関、介護サービス事業者等への周知を図り十分に理解を得ることで、円滑な事業展開に努めます。
６．利用者に係る医療・福祉サービス事業者との密接な連携に努め、利用者が住みなれた地域で在宅生活が継続できるよう努めます。

平成２９年度　ロング・ライフ訪問介護事業所

事　業　計　画

基本方針

利用者が可能な限り、在宅での日常生活を自立的に営めるような援助を行い、心身の機能低下の予防やより活発化させるような働きと必要不可欠な援助に努めます。

基本目標

利用者の生活状況は様々であり、それぞれ異なったニーズを把握して理解し適切な援助に努めます。

１．　利用者の家族、又他の福祉、医療機関との連携を密にしヘルパーサービスの向上に努めます。

２．　より良いサービスの提供と事故防止に努めます。

処遇方針

利用者の自立支援に向けて援助計画を立案し、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような援助に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。

１．　介護予防サービスが適切に提供できるように、利用者の理解のもと職員の意識の向上とサービス内容のマニュアルを作成します。

２．　研修会の内容をより充実させて職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。

３．　介護福祉士の資格所得者の増員を目指した職員の意識高揚、及び勉強会の開催に努めます。

４．　多種多様な利用者・家族のニーズを把握した個別計画の作成に努めます。

５．　介護サービス内容、訪問時の接遇、事故防止等の各マニュアルを有効に活用し、より適切なサービスが提供できるように努めます。

平成29年度ヘルパー勉強会

月	事　業　内　容
４月	1(土)　　職業倫理・介護保険制度について
５月	6(土)　　接遇について
６月	3(土)　　少ない食材での調理
７月	1(土)　　食中毒予防について
８月	5(土)　　支援者の身体と心を整える
９月	2(土)　　苦情・相談内容報告について
１０月	7(土)　　高齢者に多い症状、病気　他
１１月	4(土)　　ヒヤり・ハット事故報告について
１２月	2(土)　　少ない食材での調理
１月	6(土)　　認知症について　②
２月	3(土)　　介護技術について
３月	3(土)　　１年間を通しての課題提起

平成２９年度　社会福祉法人ライフ・タイム・福島指定居宅介護支援事業所

事　業　計　画

基本方針

利用者様及び家族様と関係市町村をはじめ、地域の保健・医療・福祉サービス提供機関と連携し、包括的・継続的な居宅介護支援サービスの提供に努めます。

基本目標

１．利用様及び家族様との信頼し合える人間関係を構築し、利用者様の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう､双方のニーズに応じた居宅サービス計画を作成し、サービス提供事業所との連絡調整、その他の便宜の提供に努めます。
２．地域の中で核となる事業所づくりを目指し、皆に愛され支援されるように地域住民との交流に努め、介護保険と社会資源のより良いサービスを受ける事が出来るよう努めます。
３．職員は専門職としての知識と技術、並びに使命について計画的に研修を重ねるように努めます。
４．特定事業所として、地域包括支援センターと連携し、質の高いケアマネジメントの実施に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。

１．利用者様及び家族様との信頼関係を築き、双方のニーズに応じた利用者様の自己選択や自己決定などの主体性を尊重し、居宅サービス計画を作成し、個別ケアの充実が図れるよう努めます。
２．地域の中で愛され支持されるような組織体制や事業所つくりを目指し、地域包括支援センターと共に徘徊ネットワークやコミニュテイ作りなど地域で暮らし続けられるような仕組みづくりに協力します。

平成２９年度 ライフ吉井田居宅介護支援事業所
事 業 計 画

基本方針
　利用者及び家族と信頼関係を構築し、行政・医療機関・介護サービス提供機関等と連携して総合的なサービスの提供に努めます。

基本目標
1.　利用者及び家族と信頼関係が築けるよう、個別性を重視した居宅サービス計画を作成し、 サービス提供事業所と連携を図りながら在宅生活を支援していきます。
2.　地域に密着した事業所を目指し、地域住民との交流に努め、地域の方々に支持していただける
よう努めていきます。
3.　職員は専門職としての知識や技術が向上できるよう、計画的に研修を重ねるように努めます。
4.　特定事業所として、各包括支援センターと連携し中重度や支援困難ケースへの積極的な対応を行っていきます。また専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施に努めます。

重点目標
　基本方針を踏まえ、平成２９年度の重点事項として下記を実施します。

1.　利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービス計画や介護予防サービス
支援計画の作成に努めます。
2.　ライフ吉井田オレンジカフェ（認知症カフェ）を今後も継続して行い、認知症の人はもちろんそれ以外の人も含めて特定の人々の集会ではなく、地域の人々がお互いの関わり合いの中から活力を見出せる場を提供します。また料理教室も継続して実施し地域の方々の交流の場を提供していきたいと思います。
3.　事例を通した職員研修を充実させて、中重度の方のケアマネジメントに力を入れ資質の向上を図ります。
4.　個人情報については充分に留意し利用者様に関する情報または、サービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催します。

平成２９年度　ライフ吉井田看護小規模多機能型居宅介護事業所

事　業　計　画

基本方針

要介護状態になった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより、「通い」「訪問看護・介護」「泊まり」を一体的に提供することで、医療・看護ニーズのある要介護者の日常生活上の看護・介護、緊急時の対応、その他、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に努め、安心して居宅において生活を送ることができるための援助を行います。

基本目標

１．地域密着型サービス事業所として、地域への働きかけ、連携を図りながら、地域福祉の拠点施設を目指した活動を行います。

２．要介護状態、認知症による心理的、身体的負担を軽減し、個々の残存機能を維持できるような個別サービス計画を作成し、利用者が明るく快適な日常生活が営めるように努めます。

３．利用者の心身状態は様々であり、それぞれの異なったニーズを把握して適切な訪問看護サービスに努めます。

４．利用者がより元気で活動的な日常生活を継続できるよう予防看護に努めます。

５．家族、又は医療機関、居宅介護支援事業所と連携を密に図り、より質の高い在宅サービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者の自立とＱＯＬを高めるために、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望がもたれるような利用者中心のサービス提供に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点項目として実施します。

１．看護小規模が持つ特性、特徴を、利用者・家族、医療・介護関係機関に、さらに理解を深めてもらえるよう努めます。

２．本事業の趣旨を理解し、利用者の在宅生活を継続する支援強化のために、訪問介護・看護サービスの積極的な提供に努めます。

３. 併設のサービス付き高齢者向け住宅の入居者への適切なサービスが行われるよう、個別援助計画の充実、サービス内容のマニュアルを整備します。

４．多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別援助計画の作成に努めます。

５．計画的に勉強会を開催することで、職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。

平成２９年度　ロング・ライフ訪問看護ステーション

事　　業　　計　　画

基本方針

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指し、要介護者が健全で安らかな在宅生活を送ることが出来るようにするための援助に努めます。

基本目標

１．利用者の心身状況は様々であり、それぞれの異なったニーズを把握して理解し適切な訪問看護に努めます。
２．利用者がより元気で活動的に日常生活を継続できるよう予防看護に努めます。
３．家族、又は医療機関、居宅介護支援事業所と連携を密に図り、より質の高い在宅サービスの提供に努めます。

処遇方針

利用者の自立と QOL を高めるために、個人のもつ可能性を最大限に引き出し、喜びと希望が持たれるような利用者中心のサービス提供に努めます。

重点目標

基本方針を踏まえ平成２９年度の重点事項として実施します。
１. 事業６年目を迎え、地域住民、医療機関、並びに居宅介護支援事業所等の信頼を得ることができる訪問看護サービスに努めます。
２. 訪問看護サービスが適切に提供できるように、職員の意欲向上を図るとともにサービス内容のマニュアルの整備に努めます。
３. 定期的に勉強会を開催することで、職員の資質、及びサービスの質の向上に努めます。
４. 多種多様な利用者・家族のニーズを十分に把握した個別援助計画の作成に努めます。

平成２９年度　ライフ吉井田サービス付き高齢者向け住宅

事　業　計　画

基本方針

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者に適した良好な居住環境を備えた賃貸住宅であり、心身に不安を抱える高齢者が安心して暮らすことのできる住まいです。

介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスとして、ケアの専門家である職員により安否確認や生活相談サービスを提供すること等で、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを実現します。

基本目標

（１）職員は施設の方針を理解し、職員相互の協力のもと、入居者サービスの充実・向上に努めます。
（２）入居者の安全を常に心がけ、施設内外の事故防止と防災に努めます。
（３）入居者の尊厳を保ち、地域住民との交流を通して生きがいをもって生活ができるよう努めます。
（４）職員は専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね知識、技術の習得に努めます。
（５）職員は地域社会の一員としての自覚をもち、保健、医療、福祉の分野との連携を深め地域福祉の向上に努めます。

サービス方針

入居者のサービス提供にあたっては、専門的知識を活かし、入居者一人ひとりの心身の状況に応じた日常生活を営むことができるよう、快適な環境づくりに努めます。

平成２９年度　ライフ吉井田配食サービス事業

事　業　計　画

基本方針

配食サービスは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスとして、安否確認や生活相談サービスを提供すること等で、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを実現します。

基本目標

（１）栄養バランスがとれた食事を自宅まで届けることで健康の維持・向上に努めます。

（２）食事は、会話を交わしながら手渡しで届けることにより、日々の安否確認や地域との繋がりを保ちます。

（３）利用者の尊厳を保ち、地域との交流を通して生きがいを持って生活ができるよう努めます。

（４）食事は、普通食以外にも刻み食・ミキサー食・お粥など、個々のニーズに対応できるよう努めます。

（５）職員、及び配達スタッフは、専門職としての知識と技術、並びに使命についての計画的研修を重ね知識、技術の習得に努めます。

サービス方針

配食サービスの提供にあたっては、専門的知識を活かしつつ、利用者一人ひとりの心身の状況に応じた在宅生活を営むことができるよう、多職種間の連携、情報の共有に努めます。